

平成30年 2月20日

北広島町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

北広島町農業委員会
会長 市川 由和

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、北広島町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

1. 農業の現状

北広島町の農業は、1,681戸の販売農家と、774戸の自給的農家があり、担い手である認定農業者は106中心経営体のうち、個人61名、法人41経営体、集落営農組織4団体となっている。

販売農家の経営耕地総面積は3,062haで、約9割が水田で主要農作物には米、トマト、ミニトマト、キャベツ、ホウレンソウ等があり、農業産出額は約54億円となっている。

2. 農業の課題

農業従事者、耕作面積は、ともに減少傾向にある。特に農業従事者については高齢化と相まって減少が著しく、担い手の確保が喫緊の課題となっている。

高齢化や担い手不足により、集落を取り巻く農業環境は厳しくなっている。地域の諸課題を改善するためにも、地域ぐるみの話し合い、取り組みが期待されている。

米をはじめとする農作物の価格低迷、資材費の高騰等、農業経営環境は厳しい状況が続いており、農地集積及び基盤整備による生産の効率化が求められている。

3. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標:1,557 ha(平成34年度)

担い手の農地利用面積シェア:50%

※H29:1,278ha(シェア41%)〔農地面積(水張)3,109ha 圃場整備済面積3,905.8ha〕

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

【集落での話合活動】

集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にする人・農地プランづくりに向け話合を促進する。

【担い手への農地集積の手法】

平坦部では、圃場区画整理した効率的な生産基盤条件を活用して、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

町内に存在する集落法人で行われている集团的土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

【担い手不在地域での農地集積の手法】

日本型直接支払制度などを活用した集落ぐるみの農地維持・調整を行いつつ、地域内

外から新規就農者を含めた担い手の受入を推進する。

【担い手と農地のマッチング手法】

土地利用型農業による発展を図る意欲的な農業者に対しては、農地利用最適化推進委員、農業委員による掘り起し活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付け、利用権設定等を進める。

貸したい・借りたい農地の情報を次の手法により明らかにし、農地中間管理機構と連携して農地と担い手のマッチングを図る。

- ・全国農地ナビを活用しながら、農地所有者の意向の再確認や貸付農地の詳細な情報を把握しリスト化する。
- ・借りたい農地の条件等、担い手の農地集積の意向を把握しリスト化する。

4. 担い手の育成について

(1) 担い手の育成目標

平成29年度で106ある中心経営体を目標年度である平成34年度には114経営体を目指して推進していく。

※114中心経営体のうち個人64名、法人46経営体、集落営農組織4団体

(2) 担い手の育成に向けた具体的な取り組み方法

【集落での話合活動】

人・農地プランを通じて、地域の現況や将来を認識し、地域外の新規就農者や企業などの担い手を含め、地域で受け入れる意識の醸成を図る。

【就農希望者への支援】

関係機関と連携して、就農相談から就農後のフォローアップまでの体制を構築し支援する。

【法人化支援】

効率的で生産性の高い農業の推進に向けて、集落営農の組織化・法人化に向けた取り組みを支援する。

【教育機関と連携した人材育成】

県立農業技術大学校等の教育機関等との連携のもと、農業を志す若者に対する新規就農支援の充実を図る。

5. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

平成28年度調査における遊休農地18haを平成34年度を目標年度として解消に向けて推進していく。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール(利用状況調査)及び農地利用意向調査を的確に実施するとともに、利用できる遊休農地は、農地中間管理機構等を活用して、担い手への農地集積・集約化を進め、荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。